

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和元年 12 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 49 号
令和元年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 森 田 一 成 様
奈良市教育委員会教育長 中 室 雄 俊 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課（市民サービスセンターを含む。） 生活環境課
新斎苑建設推進課
人権政策課
人権文化センター（北、中、東、南）
男女共同参画課
西部出張所
総務課 住民課
(消防局) 総務課 予防課 救急課
(教育委員会)
教育部 教育総務課 地域教育課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課

	保健給食課
高等学校	一条
中学校	伏見 富雄 平城東
小学校	都跡 辰市 明治 あやめ池 青和 神功 朱雀 佐保台

2 監査期間

令和元年10月7日から令和元年12月26日まで

3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和元年8月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

市民課

レジスター・漢字スリッププリンタ賃貸借契約の関係書類を査閲したところ、借り受けた機器の整備、保守、修理等を契約相手方が行うことが契約書に定められているが、修理作業を契約相手方ではない業者が行っていた。

所管課は、発注している業務が契約書に基づいて履行されているかの確認を行い、契約内容と実態が一致する適正な事務処理を行われたい。

【意見】

業務委託における機器類の調達について

賃貸借契約により調達しているレジスターは、窓口業務の受託業者が使用しているが、その経費は全て市が負担しており、受託業者の費用負担は発生していなかった。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされており、また、機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法

的義務を課する契約)による正当なものであることが必要であるとされていることから、窓口業務委託において、使用される機器類については、受託業者によって調達されることが基本である。それでも、市が管理する機器類を使用する際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

【意見】

奈良市証明書交付機による交付手数料の入金処理について

奈良市は地方公共団体情報システム機構(以下「システム機構」という。)と契約を締結し、本年3月3日から全国のコンビニエンスストア等において、奈良市民がマイナンバーカードを使用して住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を受けることが可能となっている。さらに、市はコンビニエンスストアだけでなく、市施設内である本庁の市民課及び西部出張所の住民課でも自動交付できるよう証明書交付機(以下「交付機」という。)を設置している。奈良市の交付機によって、奈良市民以外の方が住所地発行の証明書等の交付を受けることもできる。

システム機構との契約における交付機に関する現金及び事務の流れは、次のとおりである。自治体等に設置された交付機で交付された証明書全ての件数データ及び交付手数料が、一旦システム機構に集められる。そして、一月ごとに本来の証明書等交付自治体ごとの交付件数及び金額が集計され、件数分の交付手数料が、翌月に各自治体に振り込まれる。

奈良市の交付機で入金された交付手数料については、システム機構から市が徴収委託を受けており、市職員が毎日集金を行い、全額を市の歳入である「雑入」として入金している。しかし、集金した現金は、市が徴収委託を受けて集めた受託徴収金であり、本市の歳入とはいえない預り金である。市は、受託徴収金分をシステム機構へ払い込む必要があるため、「役務費(手数料)」の歳出予算から支出している。そして、市の本来の歳入である、奈良市受取分の交付手数料については、翌月に一月の発行件数分の金額が、システム機構から入金され市の戸籍住民基本台帳費手数料収入となっている。

この預り金分が市の歳入に入金され、また、役務の提供を受けていないにもかかわらず、預り金分の金額が役務費(手数料)の歳出予算から執行されている状態は、差引額は変わらないものの、毎月、預り金分が歳入、歳出ともに、過大に計上されている状態であり、適正に表示できていないことから、交付機による交付手数料の入金処理方法について再検討され事務の改善を図られたい。

生活環境課

墓地使用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。

これは、墓地使用料が財務会計システムとは別にエクセルファイルで管理され

ているが、その数値と財務会計システムの数値とが一致していなかったためであった。墓地使用料の事務は担当者が一人で担っており、担当者以外は内容を把握しておらず、チェック機能が働いていない状態であった。

所管課は、公金である使用料の事務を行っていることを十分に認識し、管理職を含めた複数の職員による確認を徹底するなど、チェック機能が働く体制を整えられたい。その上で、繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定を行われたい。

新斎苑建設推進課

新斎苑等整備運営事業については、プロポーザル方式にて受託業者を決定しているが、選定委員会で選定された最優秀提案者との契約締結に際し、予定価格調書を作成せず、また、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取していなかった。

最優秀提案者は受託候補者に過ぎず、契約交渉を行った上で契約を締結する必要があることから、奈良市契約規則第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に則り、契約締結の際には予定価格調書を作成するとともに、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取し、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

5号随意契約における審査承認日について

樹木伐採業務委託契約の関係書類を査閲したところ、大雨等の影響で民家に倒木被害が発生したため早急に撤去する必要があるとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を締結し、後日、奈良市建設工事入札参加者等審査会（以下「審査会」という。）で事後承認されていたが、随意契約調書の承認日は、契約日に遡った日付となっていた。

この承認日を遡る処理は、平成 10 年 5 月 20 日付け奈総監号外の総務部長通知によるものであったが、承認日を遡る処理は適切でないことから、審査会において実際に承認された日で処理されるよう改められたい。

人権政策課

住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手について、一般会計で購入した切手と混同して切手類受払簿に記載し、管理していた。この原因は、住宅新築資金等貸付金特別会計の郵便料について、平成 28 年度以降予算計上がなかったため、今年度の繰越時に、誤って切手類受払簿を統合してしまったことであった。

各会計における費用を適切に把握するため、郵便料の予算計上がなかったとしても、購入時の予算科目（目）及び切手の使用目的に従って、会計ごとに切手類受払簿を作成し、切手を管理されたい。

人権文化センター（北、中、東、南）

人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を踏る施行起案が、所長専決されている事例が散見された。

奈良市事務専決規程第 7 条の所長等専決事項に限定列挙されている項目に該当しないものについては、課長以上の決裁を受けられたい。

(消防局)

総務課

【意見】

消防団員への費用弁償の支給について

消防団員の報酬については、本人に直接支給されているが、費用弁償については、各所属分団長が受領する旨の委任状を全団員から徴取し、費用弁償全額が本人ではなく各分団長に振り込まれており、各分団長から団員本人に支給されているか所管課は確認していなかった。

費用弁償は、団員が火災、訓練等に出動したときに支給されるものであり、令和元年 12 月 13 日付け消防地第 228 号「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」の消防庁通知に、「年額報酬や出動手当は、その性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」とある。なお、同様の通知が平成 17 年から 6 回出されている。

これらのことから、所管課は費用弁償についても報酬と同様に、団員本人に直接支給するなど支給方法の見直しを行われたい。

(教育委員会)

教育部

教育総務課

(1) 教育財産使用許可全 150 件の関係書類を査閲したところ、教育財産使用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、教育財産使用許可書を発行している事例が 1 件あった。また、奈良市教育財産管理規則第 2 条第 2 項で、使用料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を明らかにした書面（以下「減免理由書」という。）を添付しなければならないという旨が規定されているが、減免理由書が添付されていないにもかかわらず、使用料が減免されている事例が 83 件あった。

申請書の提出なく使用許可を行うことは、たとえ 1 件であっても不適切である。加えて、減免は例外的措置であり、その必要性について十分に審査する必要がある。減免理由書は、減免申請を審査する際に必要不可欠な重要書面であることから、同規則第 2 条及び第 4 条に則り、所管課は必ず申請書を受領し、また、申請者が減免を受けようとする場合は減免理由書も必ず提出を受け、使用許可及び減免決定について、適正に審査されたい。

さらに、申請書に申請日が記載されていない事例が 51 件見受けられた。

申請日は許可審査にあたり重要な情報であることから、必ず申請日が記載された適正な申請書を受領されたい。

- (2) 奈良市学校施設長寿命化計画策定業務委託については、プロポーザル方式にて受託業者を決定しているが、選定委員会で選定された最優秀提案者との契約締結に際し、予定価格調書を作成せず、また、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取していなかった。

最優秀提案者は受託候補者に過ぎず、契約交渉を行った上で契約を締結する必要があることから、奈良市契約規則第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に則り、契約締結の際には予定価格調書を作成するとともに、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取し、適正な契約事務を行われたい。

地域教育課

- (1) 奈良市青少年野外活動センターの使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに指定金融機関等に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は 1 か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を 1 か月分まとめて行っていた。

所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則第 12 条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。

- (2) 公民館使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、関係書類（6 月分）を査閲したところ、全 24 館中 15 館で、収納された使用料が 1 か月分まとめて指定金融機関等に入金されていた。また、所管課は、収納された使用料の調定を 1 か月分まとめて行っていた。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、収納した使用料は基本協定書第 7 条第 2 項に則り、速やかに指定金融機関等に入金するよう、また、調定に必要な入金情報についても速やかに報告するよう指定管理者を指導した上で、奈良市会計規則第 12 条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。

- (3) 公民館使用料の収納状況について、所管課は指定管理者が作成した報告書類と領収済通知書でしか確認しておらず、使用申請書との照合を行っていなかった。また、使用申請書にはあらかじめ連番が付されていたものの、印刷については指定管理者に任せきりとなっており、所管課による在庫確認もできていなかった。

所管課は、指定管理者が作成した報告書類や領収済通知書に加えて、外部証拠書類である使用申請書等と使用料の入金額との照合を行い、指定管理者から

の報告内容が正確であるか確認されたい。また、使用料積算の外部証拠書類ともなる使用申請書の印刷枚数、各公民館への配付状況等、指定管理者の在庫管理状況について適切に把握されたい。

- (4) バンビーホームで使用する物品の購入について、支払が完了していたにもかかわらず、誤って再度支払手続が行われている事例が見受けられた。

バンビーホームで使用する物品の支払手続は、所管課である地域教育課が行っているが、発注及び受領については、所管課以外にバンビーホームで行う場合もあることから、バンビーホームと所管課は請求書等の支払関係書類の受渡しを管理簿によって確認している。しかし、管理簿には受渡書類や支払状況が確認できる記載欄がなかった。

二重払いが起きた主な要因は、管理簿の内容が不十分であり、情報共有が十分に図られなかったことであると考えられる。

所管課は、バンビーホームと密に連携を取り、物品の発注及び受領の状況を把握した上で、支払関係書類の受渡しについて管理を徹底し、適正に事務を執行されたい。

いじめ防止生徒指導課

「ストップいじめ ならダイヤル」夜間休日業務委託に関する書類を査閲したところ、長期継続契約による実施の意思決定を諮る施行起案が、課長専決されていた。

当該委託については、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領第2条第2項第9号に規定されている「その他市長が定める役務の提供」にしか該当しないため、施行起案においては市長決裁を受けられたい。

【意見】

長期継続契約の基準整理について

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領（以下「運用要領」という。）及び奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用基準（以下「運用基準」という。）には、長期継続契約を締結できる契約について規定されている。

今回の定期監査において、運用要領第2条第2項第9号に規定されている「その他市長が定める役務の提供」にしか該当していないにもかかわらず、市長決裁を受けていない事例があった。これは、運用要領第2条第2項に列挙されている第1号から第8号に該当する契約については、市長決裁は必須ではないが、運用基準第3条に列挙されている「想定される契約の例」に、市長決裁が必須なものとは必須ではないものが混在しており、分かりにくいことが主な要因であると考えられる。

本来、条例の運用に際し事務処理の誤りを防ぎ、効率的に事務を進めるための運用要領と運用基準が、かえって事務処理の誤りを招いている傾向も見受けられることから、条例所管課において運用要領と運用基準の見直しを図られ、分かりやすい規定に整理されることを要望する。

保健給食課

(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、予備監査を実施した11月現在において調定が行われていなかった。

このような状態では収入未済額が正確に把握できないことから、収入未済額の繰越調定は奈良市会計規則第21条に則り、適正に整理されたい。

(2) 奈良市学校保健会補助金の関係書類を査閲したところ、同会の年間予算を大幅に上回る金額の特別会計が存在し、定期預金で管理されていた。しかし、補助金交付申請書に添付されるべき前年度の決算書類には特別会計分が含まれていなかったため、全体の財政状況がつかめない状態となっていた。また、補助金は前払いされていた。

補助金については、毎年、安易に交付するのではなく、特別会計を含んだ全体の財政状況を加味した上で、前払いの必要性を含め、交付する妥当性を適正に審査されたい。

【意見】

奈良市学校保健会の事務局業務について

奈良市学校保健会補助金の関係書類を査閲したところ、同会の事務局は保健給食課内に置かれ、事務を所管課職員が行っていた。このことについては、奈良市学校保健会規約には「事務局を保健給食課内に置く。」と記載されているが、所管課の事務分掌には記載されていなかった。

市は、同会に補助金を交付していることから、補助金の申請者と交付者が同一にならないように、事務局業務を他団体等に移行するよう努めるべきである。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌にその旨を記載し、取扱要領を制定した上で、業務を行われるよう改められたい。

一条高等学校

委託料及び手数料で執行している2件の樹木伐採について、同一業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結していた。この2件の契約は、履行期間、業務内容及び業務場所が同じであった。

一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約となり、現状の執行方法は、入札手続を回避するために、随意契約の範囲内に収めた金額にな

るよう契約を分割していると考えられる。また、一括発注を行えば、経費的に安価になる可能性があることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。

あやめ池小学校

施設修繕に係る書類を査閲したところ、運動場体育倉庫修繕という名目で支出されていたが、修繕ではなく、新たに倉庫（物置）が設置されていた。また、備品台帳への登録は行われていなかった。

倉庫（物置）の設置については、適切な科目で執行するとともに、必要に応じて備品台帳への登録を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

補助金及び指定管理における収支決算書の内容確認について

市が交付する補助金について、所管課は補助金交付団体から収支決算書は徴取しているが、領収書等の外部証拠資料との突合による計数の確認を行っていない事例がほとんどであった。また、指定管理においても同様であった。

所管課は、領収書等の原本を基に、補助金及び指定管理料が対象外経費に支出されていないか確認した上で収支決算書との突合を行うことにより、補助及び指定管理の目的に沿って執行されているかを適切に把握されたい。また、領収書等を確認した際には原本に証跡を残し、写しを保管するなど、事後の説明責任を担保されたい。